○農林水産省告示第千九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十八年十一月二十日農林省告示第二千百八十一号、昭和五十六年八月十九日農林水産省告示第千二百三十二号（一に係るものに限る。）、昭和五十九年八月三十日農林水産省告示第千八百三号（一に係るものに限る。）、昭和六十一年七月二十三日農林水産省告示第千百六十九号（二に係るものに限る。）、平成八年十二月六日農林水産省告示第千八百九十九号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村下黒川字追分一二、一三の一、上黒川字間当三一の六、三七の二、坂宇場字高橋九の六、字御所平七〇の四八

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び関係市役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県最上郡金山町大字中田字杉沢山六七五の三一（国有林）、三六〇の一、六七五の三、六七五の四、六七五の三〇、六七五の四四、六七五の五七

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに新庄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字鹿塩一八の一、一八の二、字田氣布一四、字兎鹿ノ平三、四の一、四の三、四の四、四の六、四の七、上黒川字西金越一五の三二、坂宇場字葦ノ平一の六二、字大畑九の一、九の二、二〇の三、二〇の八、字間黒洞一〇の三、三沢字大菅四四の七、四四の八、四六、設楽町東納庫字本洞一の三五（次の図に示す部分に限る。）、田内字梨久蔵一の一、一の二（次の図に示す部分に限る。）、字上梨久蔵四の三・五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四の四、清崎字洞四二の二、字後田一一、八橋字東知生一、二の一、三五の二、三八の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに新庄市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県新庄市大字萩野字大以良川二八七五の三（次の図に示す部分に限る。）、二八七五の四、三三〇九の五、三三〇九の一〇、三三〇九の四四、三三〇九の五一から三三〇九の五五まで、三三〇九の六九、三三〇九の八一、三三〇九の一〇九、三三〇九の一五六から三三〇九の一六〇まで、最上郡金山町大字中田字杉沢山六三〇の一、六七五の二二、大字有屋字宮外沢一一七五の一、一一七五の二、一一八五、一一九三、大字飛森字春木前山九〇八の二、大字漆野字漆坊野山一〇四、一〇五、一〇五の一、一〇六、一〇六の六、一〇六の七、一〇九、一一〇、一一一の二、一一二の一、真室川町大字釜渕字寄沢八二九、八三一、八三二、八三四の一、八三五、八三八の一、八四一、八四一の一、八四二、八四二の一、八四三、八四六、八四七、八五〇、八五一、八五四の一、八六三、八六三の一、八六三の二、八六六の一・八七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八八〇、字八敷代五〇五、五〇六、五〇八、五一一、五一三、五一四の一、五一四の三、五一六、大字差首鍋字高坂向一六八の二から一六八の四まで、二〇〇二の一、二〇〇二の四から二〇〇二の六まで、二〇〇三、二〇一〇、字尻無沢二二〇五の五、二二〇五の六、二二〇五の八から二二〇五の一一まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字湯岐字関場三四の一、大字真名畑字鎌田一五の一、一五の二、一七の一、一七の二、四五、大字植田字南沢一六三、一六四、一六八、一七〇、一七二、一七三、一七四の一、一七四の二、字堀ノ内五、七、八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字関場三四の一（次の図に示す部分に限る。）、字南沢一六四、一七二、一七三、一七四の一、一七四の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年八月九日

農林水産大臣　郡司　彰